

[事案 28-86] 入院給付金等支払請求

・平成 29 年 3 月 21 日 和解成立

<事案の概要>

親不知の抜歯手術について、入院・手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 7 月に契約した医療保険について、以下の理由により入院給付金および手術給付金等を支払ってほしい。

- (1)平成 27 年 8 月に 9 日間入院し、埋伏智歯の抜歯手術を受けたため、入院給付金、入院時一時金、手術給付金の支払いを請求したが、責任開始期以前の発病であるとの理由で支払われなかった。埋伏歯による智歯周囲炎の診断を受けたのは契約後の平成 26 年 10 月であり、契約前の歯科受診はう蝕治療目的にすぎない
- (2)保険会社の不手際により、給付金の支払いに関する決定が不当に遅延したので、遅延損害金の支払いを求める。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人の埋伏智歯は責任開始期以後に発病した疾病とは認められず、また、申立人に責任開始期前の埋伏智歯の症状および受診歴が認められ、申立人は同症状を認識していた。
- (2)本件の支払いに関する決定が遅延した主因は、主治医が多忙であったことによる事実確認の遅れであり、当社の不手際ではない。
- (3)手術給付金については、約款上「抜歯」は支払対象外である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の疾病治療と給付金請求の経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件入院および手術は約款で定める支払要件を満たさず、そもそも抜歯手術は手術給付金の支払除外事由であることから、申立人の請求は認められないが、保険会社の事実確認会社の担当者が、照会先の歯科医師の名前を間違える等の不手際をしたことなどにより事実確認が遅延し、事実確認に 6 か月も要したことになり、その結果、本件の解決が遅延したことから、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。